

令和5年度第3回静岡県へき地医療支援計画推進会議 次第

令和6年2月16日（金） 午後3時～

1 開会

2 議事

(1) 第9次静岡県保健医療計画について（資料1）…………… P 1

3 報告事項

(1) へき地医療支援事業実施状況について（資料2）…………… P 16

(2) 中山間地域医療機関等連携強化推進事業について（資料3）…… P 19

(3) へき地の医療機関への看護師等の派遣について（資料4）…… P 22

4 閉会

へき地医療支援計画推進会議 委員

任期：令和6年3月31日まで

| 区 分            | 所属 職名               | 氏 名   | 出 欠 |
|----------------|---------------------|-------|-----|
| 県医師会           | 静岡県医師会 理事           | 小野 宏志 | ○   |
| 郡市医師会          | 磐周医師会 会長            | 鈴木 勝之 | ○   |
| へき地医療<br>拠点病院等 | 県立総合病院 顧問           | 井上 達秀 | ×   |
|                | 県立総合病院 (へき地代診医師)    | 小倉 菊乃 | ○   |
|                | 浜松市国民健康保険佐久間病院 病院長  | 三枝 智宏 | ○   |
|                | 天竜病院 院長             | 白井 正浩 | ○   |
|                | 西伊豆健育会病院 院長         | 仲田 和正 | ×   |
|                | 伊豆今井浜病院 院長          | 小田 和弘 | ○   |
|                | フジ虎ノ門グループ 代表        | 土田 博和 | ○   |
|                | NTT 東日本伊豆病院 病院長     | 安田 秀  | ○   |
|                | コミュニティーホスピタル甲賀病院 院長 | 甲賀 啓介 | ○   |
| 市 町            | JCHO 桜ヶ丘病院 院長       | 森 典子  | ○   |
|                | 南伊豆町健康増進課 課長        | 山田 日好 | ○   |
| 県              | 浜松市健康福祉部 参与         | 板倉 称  | ○   |
|                | 西部保健所 所長            | 木村 雅芳 | ○   |

## 静岡県へき地医療支援機構設置要綱

### (目的)

第1条 静岡県における広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に基づき静岡県へき地医療支援機構(以下「支援機構」という。)を置く。

### (支援機構の事業)

第2条 支援機構は、県下全域に係る広域的なへき地医療支援計画を策定し、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 総合的な診療支援事業の企画・調整に関する事。
- (2) へき地医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)の整備に関する事。
- (3) 拠点病院における派遣医師等の確保及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関する事。
- (4) 拠点病院における巡回診療の実施に係る調整に関する事。
- (5) 拠点病院の活動評価に関する事。
- (6) へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関する事。
- (7) その他へき地医療の支援に関する事。

### (へき地医療支援計画推進会議)

第3条 前条に掲げる事業に関する検討、協議を行うため、「へき地医療支援計画推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

- 2 会議の委員は、静岡県医師会、郡市医師会、県、市町、拠点病院等の代表者から健康福祉部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。
- 7 会議は、必要に応じ部会を設置することができる。

### (専門委員)

第4条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、必要と認める者のうちから、健康福祉部長が委嘱する。
- 3 前条第3項の規定は、専門委員に準用する。

### (支援機構専任担当官)

第5条 へき地医療に係る各種事業の実施を支援するため、支援機構専任担当官(以下「専任担当官」という。)を置く。

- 2 専任担当官は、次の業務を行う。
  - (1) 支援機構が実施する事業の企画・立案
  - (2) 拠点病院が実施する個別事業についての指導・助言
  - (3) 委員会の運営に関する調整
  - (4) 関係機関との連絡・調整
  - (5) その他へき地医療を支援するために必要な業務

(事務局)

第6条 支援機構の事務局は、健康福祉部地域医療課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援機構の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。